

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育政策課の項第27号から第29号までを削り、同項第30号中「学校園」を「学校及び幼稚園（以下「学校園」という。）」に改め、同号を同項第27号とし、同項第31号を同項第28号とする。

第3条の表まなび舎整備室の項に次の4号を加える。

- (7) 学校園の整備計画に関する事。
- (8) 学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関する事。
- (9) 学校園用地及び学校園関連用地の管理に関する事。
- (10) 学校園の目的外使用許可に関する事。

第3条の表学校規模調整課の項第5号を同項第6号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号を同項第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (1) 学校園の使用中の備品に係る台帳の総括に関する事。
- (2) 学校園の契約事務の調整に関する事。
- (3) 学校園に係る寄附收受に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>第1条～第2条 [略] (総合教育部の事務分掌)</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育政策課 (1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 学校及び幼稚園 (以下「学校園」という。)の情報化に関すること。</u> <u>(8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条に規定する教育委員会の意見聴取に関すること (市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (昭和59年枚方市規則第35号)第2条の規定により補助執行する事務に係るものを除く。)</u> まなび舎整備室 (1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 学校園の整備計画に関すること。</u> <u>(8) 学校園施設に係る国又は大阪府への補助金の申請等に関すること。</u> <u>(9) 学校園用地及び学校園関連連用地の管理に関すること。</u> <u>(10) 学校園の目的外使用許可に関すること。</u> 学校規模調整課</p>	<p>第1条～第2条 [略] (総合教育部の事務分掌)</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。 教育政策課 (1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 学校及び幼稚園 (以下「学校園」という。)の使用中の備品に係る台帳の総括に関すること。</u> <u>(8) 学校園の契約事務の調整に関すること。</u> <u>(9) 学校園に係る寄附収受に関すること。</u> <u>(10) 学校園の情報化に関すること。</u> <u>(11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条に規定する教育委員会の意見聴取に関すること (市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (昭和59年枚方市規則第35号)第2条の規定により補助執行する事務に係るものを除く。)</u> まなび舎整備室 (1)～(6) [略]</p> <p>学校規模調整課</p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(1) <u>学校園の使用中の備品に係る台帳の総括に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校園の契約事務の調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校園に係る寄附収受に関すること。</u></p> <p>(4) 通学区域の指定に関すること。</p> <p>(5) 学校園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(6) 学校規模等適正化審議会に関すること。 おいしい給食課 [略] 第4条～第10条 [略]</p>	<p>(1) <u>通学区域の指定に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校園の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校園用地及び学校園関連用地の管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校園の目的外使用許可に関すること。</u></p> <p>(5) 学校規模等適正化審議会に関すること。 おいしい給食課 [略] 第4条～第10条 [略]</p>